

補助金の交付状況に係る調書【令和元年度交付分】

補助金の名称		犬山市初期消火器具整備費補助金		市の担当部課	消防本部消防署	
				問い合わせ先	0568-65-0119	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山西地区コミュニティ推進協議会		代表者名	会長 稲垣義輝	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市初期消火器具整備費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	令和元年度	補助終了年度 令和5年度
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		補助金により初期消火器具を備えてもらい、消火器では対応困難な火災や、大規模地震等で消防隊の到着が遅れる場合に対して、住民の手で災害を減災する。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度予算	
		—	—	135,000 円	450,000 円	
		—	—	(135,000 円)	(450,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		補助金を利用し、犬山西地区コミュニティ推進協議会が構成町内会である井堀町及び南三笠町へ、初期消火器具の設置を行った。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		270,000 円		
		うち補助事業全体の経費		270,000 円		
		うち補助対象経費		270,000 円		
		補助対象経費の内訳		初期消火器具設置購入費		270,000 円
				(スタンドパイプ、ホース、 筒先、金具、台車、 収納箱)		
補助額の算出方法		補助率、補助額		初期消火器具の購入に係る費用の1/2 (1,000円未満の端数は切り捨て)		
		補助限度額		150,000円		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変動があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		初期消火器具の設置及び取扱い訓練を行うことにより、設置町内会の初期消火能力及び防火意識が向上した。				
その他参考事項		補助対象者は町内会				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—		

※令和元年度の実績に基づき作成しています。